

第6回上越市介護保険運営協議会 次第

日時：平成30年2月8日（木）

午後2時から午後3時

会場：上越市役所401会議室

1 開会

2 挨拶

3 協議

（1）平成30年度介護報酬改定に関する国の方針…資料1

（2）介護報酬改定及び処遇改善加算を反映した第7期介護保険料（案）
について…資料2

（3）その他

4 閉会

平成 30 年度介護報酬改定に関する国の方針（概要）

①地域包括ケアシステムの推進

中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

- ・ ケアマネ事業所の管理者は主任ケアマネジャーであることを要件とする
- ・ 在宅、特別養護老人ホーム等における、看取りや医療ニーズへの対応に加算
- ・ 認知症の人への専門的なケアへの加算、若年性認知症の受け入れ加算などの対象サービスを拡充

②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- ・ 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する（在宅サービス全般を対象とする）
- ・ 自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価するため、身体介護に重点を置き、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける
- ・ リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- ・ 通所介護事業所において、一定期間内に機能の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に加算

③多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

- ・ 訪問介護について、介護福祉士等は身体介護を中心に担い、生活援助については新研修を創設し、人材確保の裾野を広げる
- ・ 介護ロボットの活用の促進（見守り機器の導入）に加算

④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

- ・ 通所介護（地域密着型通所介護）、通所リハビリテーションの基本報酬のサービス提供時間区分の見直し、規模ごとの基本報酬の見直し
- ・ 福祉用具貸与の価格の上限設定
- ・ 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算

介護報酬改定及び処遇改善加算を反映した第7期介護保険料（案）について

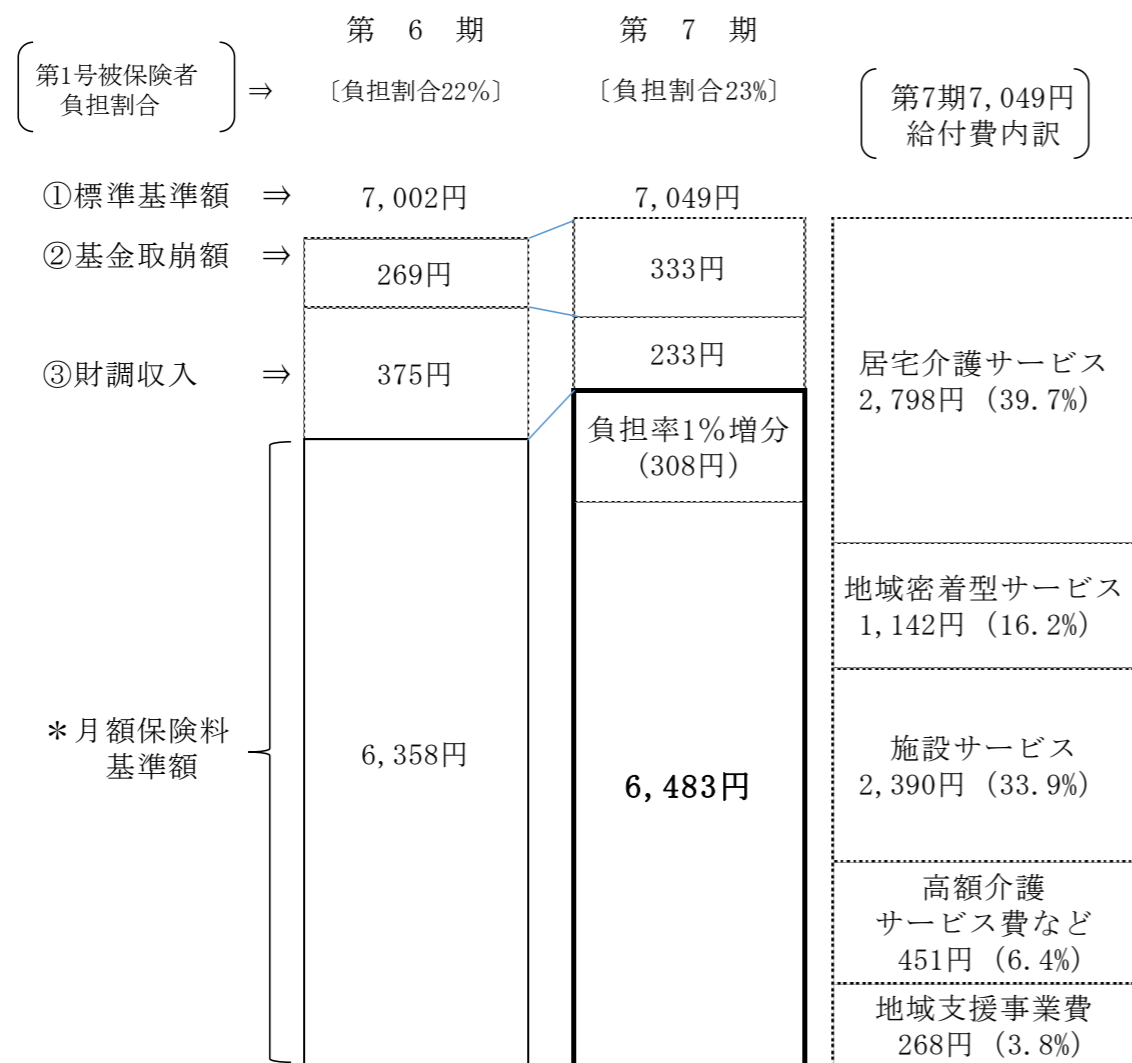
1 介護保険料月額基準額の算定について

区 分	第 6 期	第 7 期	
		報酬改定前 (H29.11月時点)	報酬改定・処遇改善加算反映後 (当市の実態から算出)
月額保険料基準額	6,358円	6,466円	6,483円 (第6期との比較:125円の増) (報酬改定前との比較:17円の増)
保険給付費 (3か年分)	65,258,069千円	65,054,092千円 (※64,991,197千円)	65,734,626千円 (報酬改定前との比較:680,534千円の増)
基金取崩額	574,985千円	626,419千円	742,928千円 (報酬改定前との比較:116,509千円の増)

※直近実績(10月～11月分)により再計算した保険給付費(△62,895千円)

第7期 月額保険料基準額（一人当たり）の内訳

* 月額保険料基準額 = ① - ② - ③ = 6,483円



2 介護報酬改定及び処遇改善加算を反映した第7期保険給付費の推計について

(1) 社会保障審議会一介護給付費分科会(H30.1.26)において、サービス毎の改定内容が提示された(国が示した平均改定率:0.54%)

国の介護報酬改定を踏まえ、当市の実態から算出した介護給付費の増:195,710千円[0.30%]
 <内訳> 増額改定分443,818千円-減額改定分248,108千円=195,710千円

①増額改定分・・・443,818千円

i) 増額改定される主なサービス

区 分	改定率(%)	改定内容
介護老人福祉施設	1.82	・第6期の施設サービスの利益率が減少したことを受け増額
地域密着型介護老人福祉施設	3.19	
居宅介護サービス計画費	1.09	・基本報酬の増:管理者要件を主任ケアマネジャーとする
地域密着型通所介護	0.42	・小規模事業所の報酬単価を増額

ii) 増額改定又は新設される主な加算

区 分	加算額 (1人当たり)	加算の内容
生活機能向上連携加算	2.0千円/月	・在宅サービス事業所等に外部のリハビリ専門職が訪問し、共同で計画を作成する加算を新設
通所リハマネジメント加算	1.0千円/月	・医師の指示に基づき、計画を作成した場合の加算を増額
訪問リハマネジメント加算	1.7千円/月	
退院・退所加算	1.5千円/月	・ケアマネジャーが退院・退所にあたり、病院や施設職員と面談し、ケアプランを作成した場合の加算を増額

②減額改定分・・・△248,108千円

i) 減額改定される主なサービス

区 分	改定率(%)	改定内容
通所介護	△1.82	・サービス提供時間区分の見直し(2時間毎に設定している基本報酬を1時間毎の設定に見直す) [例]通常規模型(要介護1、7時間以上9時間未満の場合) (現 行)7時間以上9時間未満:656単位 (改定後)7時間以上8時間未満:645単位 8時間以上9時間未満:656単位
通所リハビリテーション	△4.10	・通所介護単価の減額との均衡を図る
訪問リハビリテーション	△3.97	・介護事業経営実態調査の結果を踏まえ基本報酬を減額
短期入所生活介護	△0.65	・多床室の単価を減額

(2) 介護人材確保のための処遇改善〔平成31年10月からの消費税増税に合わせて実施〕

介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額8万円相当の処遇改善を行う

・処遇改善による保険給付費の増:547,719千円[0.84%]

保険料基準額		年額 77,800円		月額 6,483円				
市民税	段階	負担割合			所得段階の要件	保険料年額（月額） 単位：円		
		条例規定	第6期	第7期		第6期	第7期	
				H30～H32	報酬改定・処遇改善加算反映後		第6期との差	
非課税世帯	第1段階	0.40	0.35	0.35	生活保護者及び老齢福祉年金受給者 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人	26,700 (2,225)	27,300 (2,275)	600 (50)
	第2段階	0.51	0.51	0.51	第1段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の人	38,900 (3,241)	39,700 (3,308)	800 (67)
	第3段階	0.56	0.56	0.56	第1段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える人	42,700 (3,558)	43,600 (3,633)	900 (75)
本人非課税 かつ課税世帯	第4段階	0.92	0.92	0.92	課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人	70,200 (5,850)	71,600 (5,966)	1,400 (116)
	第5段階 基準額	1.00	1.00	1.00	課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超える人	76,300 (6,358)	77,800 (6,483)	1,500 (125)
本人課税	第6段階	1.15	1.15	1.15	合計所得金額が50万円未満の人	87,700 (7,308)	89,500 (7,458)	1,800 (150)
	第7段階	1.20	1.20	1.20	合計所得金額が50万円以上125万円未満の人	91,600 (7,633)	93,400 (7,783)	1,800 (150)
	第8段階	1.34	1.34	1.34	合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	102,200 (8,516)	104,300 (8,691)	2,100 (175)
	第9段階	1.35	1.35	1.35	合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	103,000 (8,583)	105,100 (8,758)	2,100 (175)
	第10段階	1.65	1.65	1.65	合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	125,900 (10,491)	128,400 (10,700)	2,500 (209)
	第11段階	1.95	1.95	1.95	合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	148,800 (12,400)	151,800 (12,650)	3,000 (250)
	第12段階	2.25	2.25	2.25	合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	171,700 (14,308)	175,100 (14,591)	3,400 (283)
	第13段階	2.60	2.60	2.60	合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	198,400 (16,533)	202,300 (16,858)	3,900 (325)
	第14段階	2.70	2.70	2.70	合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	206,000 (17,166)	210,100 (17,508)	4,100 (342)
第15段階	2.80	2.80	2.80	合計所得金額が900万円以上の人	213,600 (17,800)	217,900 (18,158)	4,300 (358)	

※下線は、公費による保険料軽減後の負担割合